

年に一度は健診を

日本人の死因のうち約6割を占めるのが、生活習慣病です。しかし今は、早期発見や治療によって、生活習慣病の発症・重症化を予防することができます。年に一度は健康診断を受診して、自分のからだを守ってください。

▶問合せ 保険課国民健康保険・医療係 28・0917 保健センター 28・3150

別表 国民健康保険加入者の特定健康診査受診方法

集団健診(保健センターで予約・受診)		個別健診(指定医療機関で予約・受診)	
対象者	年齢	○平成28年4月2日(土)から平成29年4月1日(土)の間に40歳から74歳になる方 ○平成28年6月17日(金)から平成29年4月1日(土)までに75歳になる方(ただし、平成28年12月31日(土)までに75歳になる方は誕生日の前日までに受診してください。)	
	加入状況	平成28年5月31日(火)までに豊山町国民健康保険に加入し、健診当日に資格のある方	
健診日時	①6月7日(火)～6月16日(木) (12日(日)は除く)	受診券到着日～平成28年12月31日(土)まで(時間は受診される医療機関にお問い合わせください。)	
	②10月12日(水)～10月15日(土) ①、②とも午前8時45分～午前10時30分		
健診場所	保健センター	指定医療機関 杉山医院 (豊場字幸田25-1、28・1181) Nキッズレディースクリニック (豊場字高前80、28・2321) とよ山内科クリニック (青山字東川46-2、39・3800) わかばファミリークリニック (豊場字高前183-1、29・3911) ※その他、北名古屋市および清須市の指定医療機関でも受診できます。詳しくはお問い合わせください。	
予約方法	保健センター窓口にて予約してください。(電話予約不可) 予約期間 ①5月31日(火)～6月6日(月) ②10月4日(火)～10月11日(火) 土日祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分	受診する医療機関に、事前に電話予約してください。予約後直接受診してください。 (役場での申込みは不要です。)	
健診内容	身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査、心電図検査、眼底検査、眼圧検査、胸部エックス線検査、肝炎検査(40歳の方および未検査の方)、歯科健診、腎機能検査	身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査、腎機能検査 ※医師が必要と認めた方のみ、貧血検査、心電図検査、眼底検査を実施	
検診料	無料		

40～74歳の方は「特定健診」

40～74歳の方は「特定健康診査(特定健診)」の受診対象者となっています。特定健診は、特に内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)による糖尿病や高血圧症など生活習慣病の発症や重症化の予防を目的としています。身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査などを行います。

▶国民健康保険に加入の方 別表のとおり、特定健診を受診してください。対象者には5月中旬に受診券を郵送します。検診料は無料です。保健センターでの集団健診か、指定医療機関での個別健診のいずれかを選び、予約してください。

特定保健指導 健診後は、健診を受けた保健センターや医療機関で結果説明を受けてください。結果に応じて、保健センターで生活習慣を見直すための特定保健指導(無料)を行います。

▶国保以外の公的医療保険に加入の方 加入している公的医療保険の指定する健診医療機関で特定健診を受診してください。詳しくは加入している公的医療保険にお問い合わせください。

その他の健康診査

30～39歳の方は保健センターにおいて「成人健診」を受診できます。国保以外の公的医療保険の加入者も受診できます。日時など詳しくは、16ページをご覧ください。

75歳以上の方と65歳以上で後期高齢者医療保険に加入している方は「高齢者健診」を受診できます。対象者には8月頃にご案内と受診券を郵送します。

国保税の暫定通知書を送付

国民健康保険税は、第一期から第十期までの計十回に分けて納めていた、だいています。

一年間の税額は前年中の所得により七月に決定します。五月の第一期分については、前年中の所得が確定していませんので、昨年の保険税額をもとに仮の金額を納めていただきます。

実際の金額との差額は、二期目以降のお支払いのときに精算させていただきます。対象となる世帯には国民健康保険税暫定通知書をお送りします。

▼対象となる世帯 平成二十七年豊山町国民健康保険に加入していた世帯で、平成二十八年度も引き続き加入している世帯▼金額 平成二十七年の国民健康保険税年税額の十分の一(平成二十七年年度中に加入した世帯は一年間加入した場合の保険税で算定します)▼問合せ 保険課国民健康保険・医療係 ☎28・0917

屋外広告のルール遵守を

ポスター・はり紙・立看板・広告塔など、屋外広告物の設置については、愛知県屋外広告物条例により、表示面積などが細かく定められています。屋外に広告物を出すときは、事前にご相談ください▼問合せ 地域振興課地域振興係 ☎28・2463